

事 務 連 絡

令和 5 年 3 月 17 日

那覇市指定障害児通所支援事業者 様

那覇市福祉部障がい福祉課長

(公 印 省 略)

障害児通所支援に関する Q&A Vol.2 について

日頃より本市福祉行政の推進にご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、事業者から多くお問い合わせを頂く質問について、下記のとおり整理しましたのでご確認ください。

〒900-8585

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市障がい福祉課事業所指定グループ

電話 098-862-3275

FAX 098-862-0621

障害児通所支援事業所に関する Q&A Vol.2

問 1

延長支援加算の取扱いについて。算定要件及び加算の届出書類について。

(答)

要件については、下記の通りとなります。(H24年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q&A 問 103 を参照。)

- ① 運営規定の営業時間が 8 時間以上であり、それを超えて支援を行った場合。営業時間とは単に送迎のみを行う時間帯は含まれず、基準人員 2 名を事業所内に配置し、サービス提供可能な時間帯を意味します。
- ② サービス提供時間は 8 時間未満であっても、営業時間を超えて支援を行った場合は算定可能です。
- ③ 延長時間帯に、指定通所基準の規定により置くべき職員(児童指導員、保育士若しくは機能訓練担当職員)が 1 名以上配置していることが必要です。
- ④ 延長した支援が必要なやむを得ない理由があり、かつ当該理由が相談支援事業所が作成する障害児支援利用計画に位置付けられていることが必要です。

以上を踏まえ、当該加算算定に必要な書類は下記の通りと致します。

(ア) 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書(様式第 5 号)

(イ) 障害児通所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

(ウ) 勤務形態一覧表(加算要件③。職員配置の確認。)

(エ) 運営規定(加算要件①。営業時間の確認。)

(オ) 延長支援加算に関する届出書(別紙 6)

(カ) 障害児支援利用計画(加算要件④)

なお、本加算の届出については、体制に関する届出であるため、届出後延長支援加算対象児童の追加があった場合であっても、再度上記届出を提出する必要はありません。事業所内で対象児童の障害児通所支援計画等の保管をお願いします。

また、注意事項としまして、保護者の迎えが遅れたことだけを理由に算定することはできません。営業時間については、利用状況を踏まえ、夕方以降の利用者が多い場合は夕方以降の時間帯をカバーするような営業時間に変更するなど適正化を図るよう努めてください。

問 2

週 6 日以上の営業日の事業所における、基準人員（児童指導員又は保育士）のうち常勤職員の有給休暇等の取扱いについて。基準人員のうち 1 名以上は常勤配置となるが、当該常勤職員が週休2日や有給休暇等の取得により事業所に配置ができない日の取扱いについて。

（答）

児童発達支援及び放課後等デイサービスのサービス提供時間帯を通じて基準人員 2 名以上の配置が必要ですが、サービス提供時間内に常に常勤職員 1 名以上の配置まで求めるものではありません。詳しくは厚生労働省令和 5 年 3 月 3 日付け事務連絡問 1 を参照してください。

常勤職員が有給休暇等の取得により配置ができない日については、当該常勤職員以外の児童指導員又は保育士により適切な人員を確保の上支援を行ってください。